

朝霞市専用水道規制事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定による専用水道の事務取扱いについて、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号以下「令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定める事項を補完し、申請書等の様式を定めて申請者等の協力を仰ぐことにより、確認事務等の円滑な処理を図ることを目的とする。

(専用水道布設工事設計の確認申請等)

- 第2条 専用水道の布設工事の確認を受けようとする者が、法第33条第1項の規定に基づき市長に提出する専用水道布設工事確認申請書（以下、「申請書」という。）は、様式1のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、省令第53条で規定する書類等を添付して、提出しなければならない。また、法第32条に規定する確認を要する工事は、以下のとおりとする。
- (1) 専用水道施設の新設に係る工事
 - (2) 令第3条に規定する水道施設の増設又は改造の工事
- 3 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式2）により、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事設計不適合通知書（様式3）により、申請者に通知する。
- 4 専用水道の設置者が申請書記載事項を変更した際に、法第33条第3項の規定に基づき市長に提出する専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届は、様式4のとおりとする。

(専用水道給水開始前の届出)

第3条 専用水道の設置者が、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定に基づき市長に提出する専用水道給水開始前届は、様式5のとおりとする。

なお、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定は、専用水道の設置者が法32条に規定する確認を要しない範囲で施設の変更（導管工事は含まない。）を行った場合においても適用される。

(水道技術管理者設置の届出等)

第4条 専用水道の設置者が水道技術管理者を設置又は変更した際に、法第39条第2項の規定に基づき市長に提出する水道技術管理者設置(変更)届は、様式6のとおりとする。

(業務委託開始等の届出)

第5条 専用水道の設置者が法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づき、市長に提出する専用水道業務委託開始届は、様式7のとおりとする。

また、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づき、市長に提出する専用水道業務委託契約失効届は、様式8のとおりとする。

(専用水道廃止の届出)

第6条 専用水道の設置者が施設を廃止した際に、法第39条第2項の規定に基づき、市長に提出する専用水道廃止届は、様式9のとおりとする。

(給水の緊急停止の報告)

第7条 専用水道の設置者が給水の緊急停止を行った際に、法第39条第2項の規定に基づき、市長に提出する給水緊急停止報告書は、様式10のとおりとする。

(台帳の記載)

第8条 市長は、第3条、第4条及び第5条の届出を受けたときは、専用水道台帳(様式11)に必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専用水道の規制事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

専用水道布設工事設計確認申請書

朝霞市長 様

専用水道の設置場所

専用水道の名称

申請者住所

申請者氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

専用水道の布設工事をしたいので、その設計が基準に適合することを確認
くださるよう関係書類を添えて申請します。

連絡先

担当

電話

工 事 設 計 書

水道施設の名称：

水道施設の所在地：

- 1 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 2 水源の種別及び取水地点
- 3 水道の水量の概算及び水質試験の結果
- 4 水道施設の概要
- 5 水道施設の位置、規模及び構造
- 6 浄水方法
- 7 工事の着手及び完了の予定年月日

(添付書類)

- ① 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ② 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ③ 水道施設の位置を明らかにする地図
- ④ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(自己水源をもつ専用水道のみ)
- ⑤ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ⑥ 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- ⑦ 水理計算書
- ⑧ 主要な水道施設の構造計算書
- ⑨ 原水の水質試験成績書

(設置者住所)

(設置者氏名)

専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認したので、通知します。

年 月 日

朝霞市長 (氏名)

印

記

1 水道施設の名称

2 水道施設の所在地

(設 置 者 住 所)

(設 置 者 氏 名)

専用水道布設工事設計不適合通知書

年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、
下記の理由により不適合とします。

年 月 日

朝霞市長 (氏 名)

印

記

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、朝霞市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において朝霞市を代表する者は、朝霞市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 4

年 月 日

朝霞市長 様

設置者

住所

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

専用水道布設工事確認申請書の記載事項を変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更した理由

3 変更年月日

様式 5

年 月 日

朝霞市長 様

設置者

住所

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

給 水 開 始 前 届

専用水道の布設工事が完成し、下記のとおり給水を開始しますので、水道法第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 給水開始施設
 - (1) 施設の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設概要
- 2 給水開始予定年月日

(添付資料)

- ① 水道施設検査書
- ② 浄水水質検査結果 (写)
- ③ 図面
 - ア 給水区域又は給水施設の位置を示す図面
 - イ 施設関係図面 (平面図)

朝霞市長 様

設置者
住所
氏名

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

水道技術管理者設置（変更）届

水道法第34条第1項準用同法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を 年 月 日付けで設置（変更）したので、届け出ます。

専用水道施設名				
水道技術管理者名		勤務形態	専任・兼任	
現住所				
連絡先		電話		
水道技術管理者としての資格内容	・水道法施行令第 条 第 項 第 号 ・条例等 (※)			
勤務先		職名		勤務年数
主たる従事業務				

※地方公共団体が設置する専用水道であつて、当該地方公共団体の条例等で定める資格基準が適用される場合は、条例等の名称及び条項を記載する。

(添付資料)

- ① 水道技術管理者としての資格を証明する書類
- ② 水道に関する技術上の実務経験を証明する書類

年 月 日

朝霞市長 様

設置者

住所

氏名

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

専用水道業務委託開始届

水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道施設名
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 契約期間
年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類
- 2 委託契約書の写し

年 月 日

朝霞市長 様

設置者
住所
氏名

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

専用水道業務委託契約失効届

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道施設名
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 受託水道業務技術者管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 契約期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 当該契約が効力を失った理由

年 月 日

朝霞市長 様

設置者
住所
氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

専用水道廃止届

専用水道を 年 月 日付けで廃止したので、届け出ます。

専用水道施設名	
所在地	
確認（届出）年月日	
廃止理由	

※専用水道布設工事設計確認通知書を添付すること。

年 月 日

朝霞市長 様

設置者

住所

氏名

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号

給水緊急停止報告書

下記のとおり給水の緊急停止を行ったので、報告します。

記

1 専用水道施設名

2 専用水道設置場所

3 停止年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 停止期間

5 停止の理由

専用水道台帳

No.

市町村名								
施設名								
所在地		Tel						
設置者	創設時	氏名又は名称及び代表者名		住 所		電 話 番 号		
	現在							
確認(届出)年月日		年 月 日		生衛第 号		確認・届出		
居住人口		確認時	人 (世帯)		しゅん工年月日	年 月 日		
給水能力		1 日最大給水量 $m^3/日$		1 日平均給水量 $m^3/日$				
		うち飲用水等の1日最大給水量 $m^3/日$		うち飲用水等の1日平均給水量 $m^3/日$				
施設用途		1 集合住宅 2 学校 3 病院 4 商業施設 5 旅館等 6 レジャー施設 7 その他 ()						
施設 の 概 要						管 理 の 状 況		
原水の種別	1 水道事業体の水				有 ・ 無		維持管理	1 設置者が実施
	2 井戸水				1 急速ろ過方式			2 委託
	ア 浅井戸 m 本	浄水方法			2 緩速ろ過方式		水道技術管理者	委託先:
	イ 深井戸 m 本				3 除 Fe/Mn 設備			有 ・ 無
3 表流水又は伏流水 (河川名)				4 膜ろ過方式		氏名		
4 その他 ()				5 滅菌装置のみ		所属		
併用 有 ()・無				6 その他 ()		所属住所		
口径 25mm 以上の導管の延長		1 1500m 超 2 1500m 以下		施設能力 $m^3/日$				
受水槽の規模		設置数 基 (槽式)		有効容量 m^3		資格		1 水道法施行令第 条 第 項 号該当 2 条例等()
配水方法		1 ポンプ圧送 (台)		高架水槽 (有 ・ 無) 基				専・兼別
		圧力水槽 (有 ・ 無) 基		2 自然流下式		専従職員	1 有 (人)	
給水フローチャート								
備考								

設置者	氏名又は名称及び代表者名		住 所		電話番号
水道 技 術 管 理 者	氏 名	所 属	所 属 住 所	資 格	専・兼別
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
受水槽 の規模	設置数	基 (槽式)	有効容量	m ³	
	設置数	基 (槽式)	有効容量	m ³	
監 視 記 録					
年 月 日					
給水人口	人		人		人
水質検査	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年	省略不可項目 回/年
	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物 回/年
	その他		その他		その他
健康診断	実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施
衛生上の 措 置	良 好 ・ 不 良		良 好 ・ 不 良		良 好 ・ 不 良
	残留塩素	mg/l	残留塩素	mg/l	残留塩素 mg/l
管理記録等の保管	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無
指導事項					
備 考					

注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月1回の測定が義務付けられる基礎的性状9項目
2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入

様式 1 1 の 2

監 視 記 録			
年 月 日			
給水人口	人	人	人
水質検査	省略不可項目 消毒副生成物 その他	回/年 回/年	省略不可項目 消毒副生成物 その他
健康診断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛生上の措置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指導事項			
備 考			
監 視 記 録			
年 月 日			
給水人口	人	人	人
水質検査	省略不可項目 消毒副生成物 その他	回/年 回/年	省略不可項目 消毒副生成物 その他
健康診断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛生上の措置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/l
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指導事項			
備 考			

注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月 1 回の測定が義務付けられる基礎的性状 9 項目
 2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入